

入監中の南方熊楠 1910年の拘置をめぐって

2024年春期特別企画展を開催します

南方熊楠顕彰館では、2024年春期特別企画展を開催します。

📅 3月16日④～5月5日⑤

🕒 10時～17時（最終入館16時30分）

📍 神社合祀への抗議のために明治43年（1910年）酔って紀伊教育会主催の夏期講習会場に乱入した熊楠は、連行され、2週間余りにわたって収

神社合祀による森林伐採に反対する熊楠▶



容されました。この事件の実態を、当時の新聞や熊楠の手記などの資料から探ります。

📍 南方熊楠顕彰館

☎ 0739 (26) 9909

国際交流員のミナラと“Novruz”と一緒に楽しみましょう！

アゼルバイジャン春祭り

アゼルバイジャンでは、古くから春の到来を祝う文化があり、毎年3月20日にNovruzというお祭りが行われています。これに欠かせないチキンピラフやアゼルバイジャンのチャイ（紅茶）などを作るほか、お食事をしながらアゼルバイジャンの伝統的な衣装や文化も紹介します。

📅 3月23日④ 10時～13時

📍 市民総合センター4階「料理実習室」

👤 市在住の中学生以上の方

👥 12名 [先着]

チキンピラフ▶



🎫 1,000円（材料費）

👕 上履き・エプロン・手拭きタオル・三角巾・マスク

📅 3月13日④までに、下記へ電話又は申込みフォームからお申し込みください。

📍 田辺市国際交流センター（市民総合センター3階 生涯学習課内）

☎ 0739 (33) 9019

📄 <https://logoform.jp/f/6hgjf>



科学やものづくりの楽しさを知ろう！！

令和6年度田辺市少年少女発明クラブ員募集

工作や実験、野外での自然観察などを通して、科学やものづくりを楽しみませんか。

📅 5月から月1回2時間程度（年間10回）

主に日曜日の午前中に開催します。

📍 市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設など

👤 市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童

👥 30名 [抽選]

※初めての方、特に新6年生を優先します。

🎫 年間5,000円（材料費、保険料等）

📅 3月1日④～18日⑤に、右記へ申込書を持参又は郵送、FAX、ホームページからお申し込みください。申込書は右記又はホームページから取得できます。

📍 田辺市少年少女発明クラブ事務局（市民総合センター3階 生涯学習課内）

〒646-0028 高雄1丁目23-1

☎ 0739 (26) 4908

☎ 0739 (25) 6029

📄 https://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/suishin/hatsumei_club.html



自分や大切な人を守るためにできること

自分ごとと考え、地震に備えましょう！

令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生しています。当市でも南海トラフを震源とする地震が懸念されており、自然災害はもはや他人事ではありません。

■市の地震対策事業をご利用ください

◇無料耐震診断・田辺市住宅耐震改修事業

📍 建築課 建築係（社会福祉センター1階）

☎ 0739 (26) 9935

◇ブロック塀等撤去補助金・田辺市家具転倒防止金具等取付事業

📍 防災まちづくり課 地域防災係

☎ 0739 (26) 9976

～災害が起こる前に～

大きな災害が発生すると、行政などからの支援には時間がかかる場合があります。そのため、被害をできるだけ少なくするには、自分を守り、地域や身近にいる人同士が助け合うことがとても重要です。自分や大切な人を守るため、各自で災害が起こる前に次のような準備をしておきましょう。

- ◇避難バッグや備蓄品の準備（水、食料、日用品、貴重品、薬など自分に必要なもの）
- ◇避難場所や避難経路の確認
- ◇自宅内や自宅周辺の安全確保
- ◇家族同士の安否確認方法



皆さんも一緒に考えませんか

田辺市事前復興計画シンポジウムを開催します

今後大規模災害が発生した場合、速やかにまちの復興に取り掛かれるよう、発災前から取り組むべきこと等を計画する「田辺市事前復興計画」の策定を進めています。

シンポジウムでは、この計画の必要性を知っていただき、今後の取組について考えます。

📅 3月22日④ 13時30分（13時開場）

📍 紀南文化会館「小ホール」

👤 ◇講演 事前復興計画の必要性と計画をもとにした今後の取組等

・講師 牧紀男さん（京都大学防災研究所教授）

◇パネルディスカッション

・第1部 事前復興計画の必要性と策定について

・第2部 事前復興計画策定後の取組について

👥 70名 [先着]

📅 3月15日④までに、下記へ電話又はFAX、ホームページからお申し込みください。

📍 企画広報課 企画調整係（本庁舎3階）

☎ 0739 (26) 9963

☎ 0739 (22) 5310

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/jizenhukkou.html>



芳養に拠点を持った湯河式部大夫家から郷土を掘り下げます

文化講演会を開催します

戦国時代に紀中で活躍した有力武士である湯河氏。その分家の湯河式部大夫家が日本の歴史に果たした役割を探ります。

📅 3月10日④ 13時30分～15時

📍 たなべる2階「大会議室」

■演題 「戦国動乱を生きた湯河氏～湯河式部大夫家を中心に～」

■講師 新谷和之さん（近畿大学文芸学部 准教授）

📍 文化振興課 文化財係（市民総合センター3階）

☎ 0739 (26) 9943

4月1日から新小・中学1年生の保護者の方へ

医療費受給者証が変更になります

4月1日から新たに小学生・中学生になるお子さんには、新しい児童医療費受給資格証（新小学1年生は紫色・新中学1年生は灰色）を3月下旬頃に送付します。

4月以降は、新しい受給資格証を医療機関等に提示して受診してください。

☎ 保険課 医療係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9926



収入が少なく保険料の納付が困難な場合に

国民年金保険料「学生納付特例制度」

■学生納付特例制度について

日本に住む20歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。学生の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を申請すると保険料の納付が10年間猶予されます。申請をせず、保険料を未納のままですと、老後に受け取る年金額が減るだけでなく、病気やけがで障害が残ったときに障害年金を受け取れなくなる可能性があります。

詳しくは、右記へお問い合わせください。

■引き続き学生納付特例制度の利用を希望する方

学生納付特例制度により、令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引

き続き在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和6年度の申請ができます。

☎ 市民課 庶務年金係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9925

◇ 田辺年金事務所

☎ 0739 (24) 0432

◇ 田辺年金事務所 新宮分室

☎ 0735 (22) 8441

日々のトレーニングや運動不足の解消に！

トレーニングジムがオープン

スポーツ合宿の誘致と市民のスポーツ振興を図るため、トレーニングジムを整備しました。3月1日☎からご利用できます。

■利用可能時間 9時～21時30分（最終受付19時30分）

📅 12月28日～1月4日

📍 田辺スポーツパーク内

📄 880円（高校生以下440円）（1回2時間まで）

📞 田辺スポーツパーク管理事務所で受付を済ませ



てからご利用ください。

☎ スポーツ振興課 市民スポーツ係

☎ 0739 (25) 2531

退職、就職される方へ

国民健康保険の異動手続きを忘れないで

退職等により会社の健康保険を脱退した方、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入した方は、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めていただくこととなります。また保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■届出先 下記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）、近野連絡所、三川連絡所、富里連絡所 国保課 庶務係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9924

修学のため親元から離れている学生の皆さんへ

国民健康保険の学保険証を発行しています

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、田辺市の国保の被保険者として学保険証が交付できます。

次の方は14日以内に国保の届出が必要です。

■新規に修学又は修学中の方で、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な方

学校の名称と所在地が確認できる書類（在学証明書等）、保険証、本人確認書類をお持ちください。

■進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要な方

期限延長となることを証明できる書類、学保険証、本人確認書類をお持ちください。

■修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない方

学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

◇有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない方

住所地の国保に加入する手続きが必要です。

◇学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した方

国保の資格喪失手続きが必要です。新たな保険証、学保険証、本人確認書類をお持ちください。

◇卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合 転入届の際に学保険証をお持ちください。

※本人確認書類は、マイナンバーカードや学生証等です。

■届出先 下記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）、近野連絡所、三川連絡所、富里連絡所 国保課 庶務係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9924

健康応援グッズをプレゼント

田辺市国保の特定健診を受診しよう



田辺市国保の特定健診（人間ドックを除く）を受診された方の中から、抽選で100名様に健康応援グッズをプレゼントします。

■対象受診期間

令和6年4月1日～令和7年1月31日

☑ 特定健診を受診された方（申込み不要）

■当選の発表 健診受診から2～3か月後に抽選を行い、当選された方には通知を送付します。

☎ 国保課 庶務係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9924